

生活保護制度の充実を求める意見書

国は、「聖域なき財政改革」を掲げ、2003年から生活保護制度の見直しを開始し、すでに2005年からは母子加算の一部（子どもが高校生の場合）の段階的削減が始まり（2007年3月に廃止）、2006年度には老齢加算を廃止しました。

2007年度予算案においては、さらに、母子加算（子どもが中学生以下）の段階的廃止も行なわれようとしています。

先進諸国に比べ、日本の生活保護の捕捉率は非常に低く、そのことが、格差拡大の要因にもなっていることが指摘されています。

生活保護制度は、憲法第25条に規定された生存権にもとづくものです。よって、真に生活保護が必要な人については、その実態を的確に把握し、経済的な支援策を講じていくのは国としての責務です。生活保護が、真に最後のセーフティネット（安全網）として機能するよう、以下のとおり求めるものです。

- 1 真に生活保護が必要な人の実態を把握し、経済的支援を充実することにより生活保護制度の本来的な役割の達成に努めること。
- 2 母子家庭、障害者等の自立に向けた就労保障、就業支援策のより一層の充実を図ること。
- 3 厚労省の専門委員会で提案されている住宅扶助の活用、働く希望を持つ人びとに対する教育訓練給付や雇用安定事業の拡大、失業給付の拡充など、生活保護の受給にいたる前に防ぎ、自立に向けた生活が可能となるよう、柔軟な制度のあり方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年3月23日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

) あて